

内閣参質二一七第一九九号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員塩村あやか君提出悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「海外におけるホストクラブの状況」及び「日本のホストクラブの海外進出状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、海外における御指摘の「ホストクラブ」の営業の実態について、政府としては調査を行っており、また、政府としては、「ホストクラブ」について、我が国における善良の風俗の保持等の観点からその実態把握等を推進しているものであり、現時点において、そのような調査を行うことも考えていない。

二及び三について

お尋ねの「日本のホストクラブが海外進出している状況」、「ビジネスモデルが海外でも展開されること」及び「日本のホストクラブが進出している国及び今後進出する可能性がある国に対して、進出又はその可能性がある事実」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、一について述べたとおり、政府としては、御指摘の「ホストクラブ」について、我が国における善良の風俗の保持等の観点

からその実態把握等を推進しているものであり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

いずれにしても、海外における「ホストクラブ」の営業の在り方については、現地当局において現地の法令に基づいて判断されるべきものであるが、海外における「ホストクラブ」の営業に関して現地の刑罰法令に触れる行為があり、現地当局から協力を求められた場合には、関係法令に基づき適切に対応してまいりたい。